

# 設計業務委託積算基準・運用

令和 8 年 4 月

広島市水道局

# 目 次

## 第1章 積算基準

1-1 適用範囲	P 1
1-2 業務委託料	P 1
1-2-1 業務委託料の構成	P 1
1-2-2 業務委託料構成費目の内容	P 1
1-2-3 業務委託料の積算	P 2
1-2-4 設計変更の積算	P 2
1-2-5 標準歩掛に含まれないもの	P 2
1-2-6 電子成果品作成費	P 3
1-3 設計等における数値の扱い	P 3
1-4 技術者の職種区分	P 4
1-5 設計(打合せ)協議	P 5

## 第2章 配水管設計歩掛

2-1 開削工法	P 6
2-2 推進工法	P 6
2-3 既設管内配管工法	P 6
2-4 シールド工法	P 6
2-5 水管橋設計歩掛	P 6

## 第3章 構造物設計歩掛

3-1 配水池設計歩掛	P 6
3-2 ポンプ場設計歩掛	P 6

## 第4章 水道管設計業務委託の運用

4-1 適用範囲	P 7
4-2 設計業務	P 7
4-2-1 積算基準	P 7
4-2-2 基本歩掛	P 8
4-2-3 歩掛の適用	P 8
4-2-4 その他	P 9
4-3 業務委託期間の設定	P 9
4-4 基本歩掛の補正	P11
4-4-1 管径による補正	P11
4-4-2 延長による補正	P12
4-4-3 設計条件による補正 (小口径及び大口径)	P12
4-4-4 その他の補正	P14

4-5	配水管設計業務積算例（参考）	.....	P15
4-5-1	設計条件	.....	P15
4-5-2	設計内訳	.....	P15
4-5-3	補正	.....	P15
4-5-4	基本歩掛	.....	P17
4-5-5	単価表	.....	P18
4-5-6	設計書の作成例	.....	P22

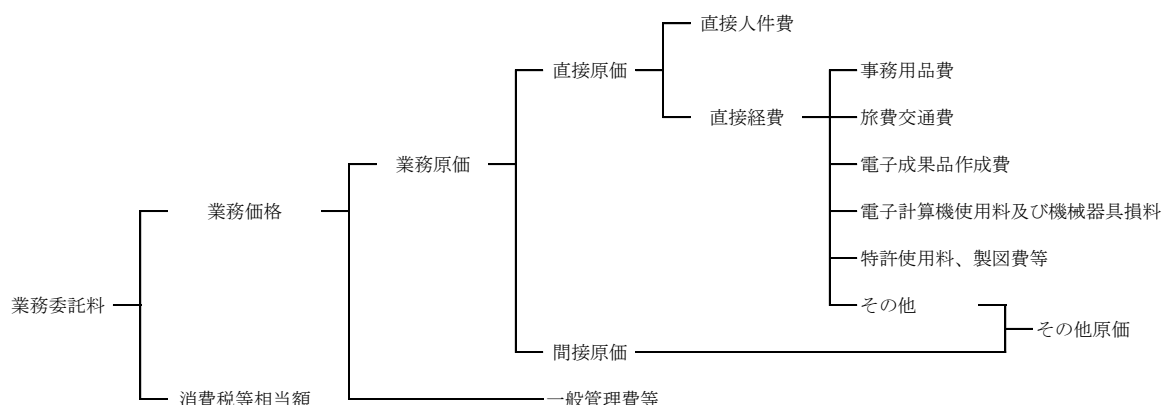
## 第1章 積算基準

### 1-1 適用範囲

この積算基準は、水道施設全般に係る設計業務等を委託する場合に適用する。

### 1-2 業務委託料

#### 1-2-1 業務委託料の構成



(注) 地質調査、測量業務等は別途計上とする。

#### 1-2-2 業務委託料構成費目の内容

##### (1) 直接原価

###### 1) 直接人件費

直接人件費は、業務処理に従事する技術者の人件費とする。

###### 2) 直接経費

直接経費は、業務処理に必要な経費のうち次の①から⑤までに掲げるものとする。

- ① 事務用品費
- ② 旅費交通費
- ③ 電子成果品作成費
- ④ 電子計算機使用料及び機械器具損料
- ⑤ 特許使用料、製図費等

これ以外の経費については、その他原価として計上する。

##### (2) その他原価

その他原価は、間接原価及び直接経費（積上計上するものを除く）からなる。なお、特殊な技術計算、図面作成等の専門業に外注する場合に必要な経費、業務実績の登録等に要する費用を含む。

###### 1) 間接原価

当該業務担当部署の事務職員の人件費及び福利厚生費、水道光熱費等の経費とする。

##### (3) 一般管理費等

業務を処理する建設コンサルタント等における経費等のうち直接原価、間接原価以外の経費。一般管理費等は、一般管理費及び付加利益よりなる。

###### 1) 一般管理費

一般管理費は、建設コンサルタント等の当該業務担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。

## 2) 付加利益

付加利益は、当該業務を実施する建設コンサルタント等を継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部保留金、支払利息及び割引料、支払い保証料その他の営業外費用等を含む。

## 1-2-3 業務委託料の積算

## (1) 業務委託料の積算方式

業務委託料は、次の方式により積算する。

$$\begin{aligned} \text{業務委託料} &= (\text{業務価格}) + (\text{消費税等相当額}) \\ &= \{[(\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価})] + (\text{一般管理費等})\} \\ &\quad \times \{1 + (\text{消費税及び地方消費税の税率})\} \end{aligned}$$

## (2) 各構成要素の算定

## 1) 直接人件費

設計業務等に従事する技術者の人件費とする。なお、名称及びその基準日額は別途定める。

## 2) 直接経費

直接経費は、1-2-2の(1)の2)の各項目について必要額を積算するものとし、旅費交通費については、4-2-3 歩掛の適用(8) 旅費交通費により積算するものとする。

## 3) その他原価

その他原価は次式により算定した額の範囲内とする。

$$\text{その他原価} = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)$$

ただし、 $\alpha$ は業務原価(直接経費の積上計上分を除く)に占めるその他原価の割合であり、35%とする。

## 4) 一般管理費等

一般管理費等は次式により算定した額の範囲内とする。

$$\text{一般管理費等} = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)$$

ただし、 $\beta$ は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、35%とする。

## 5) 消費税等相当額

消費税等相当額は、業務価格に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額とする。

$$\begin{aligned} \text{消費税等相当額} &= \{[(\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価})] + (\text{一般管理費等})\} \\ &\quad \times (\text{消費税及び地方消費税の税率}) \end{aligned}$$

## 1-2-4 設計変更の積算

業務委託の変更は、水道局の算定様式及び端数処理等を基にして次式により算出する。

$$\begin{aligned} \text{業務価格(落札率を乗じた額)} &= \text{変更設計業務価格} \times \text{直前の請負額} / \text{直前の設計業務価格} \\ \text{変更後委託契約金額} &= \text{業務価格(落札率を乗じた額)} \times (1 + \text{消費税及び地方消費税の税率}) \end{aligned}$$

(注) 1. 変更設計業務価格は、単位、経費をもとに当初設計と同一方法で積算する。

2. 直前の請負額、直前の設計業務価格は、消費税等相当額を含んだ額とする。

## 1-2-5 標準歩掛に含まれないもの

標準歩掛には次のものは含まれないので、別途に積算計上するものとする。

- ① 全ての測量業務
- ② 地質調査
- ③ 各種機関との協議、その他特記事項として仕様書に示された事項
- ④ 配管設計に係わる試験掘、家屋調査、交通量調査、給水栓調査、給水台帳の作成
- ⑤ 標準歩掛の「備考」に記載されている別途に積算する事項

- ⑥ 「第2章 配水管設計歩掛」における、発生確率は低いが非常に大きな影響をもたらす地震動（レベル2）による安全照査

### 1-2-6 電子成果品作成費

「広島市水道局調査・設計委託業務の電子納品要領」に基づく電子成果品の作成費用（電子データの印刷物（簡易製本）を含む。）は、次の計算式による算出する。ただし、これによりがたい場合は別途考慮する。なお、紙による成果品の納品を指定する場合は、別途考慮すること。

- (1) 概略設計、予備設計又は詳細設計

$$\text{電子成果品作成費(千円)} = 6.9X^{0.45} \quad X: \text{直接人件費(千円)}$$

- (2) その他の業務委託（(1)以外）

$$\text{電子成果品作成費(千円)} = 5.1X^{0.38} \quad X: \text{直接人件費(千円)}$$

- (注) 1. 上式の電子成果品作成費の算出にあたっては、直接人件費千円単位（小数点以下切捨て）で代入する。  
 2. 算出された電子成果品作成費(千円)は、千円未満を切り捨てる（小数点以下切捨て）ものとする。  
 3. 電子成果品作成費の上下限については、以下のとおりとする。  
     (1)の場合 上限 700 千円 下限 20 千円  
     (2)の場合 上限 250 千円 下限 20 千円  
 4. (1)及び(2)の算定結果は1業務あたりの費用であり、これに工事案件数を乗じることはいしない。

### 1-3 設計等における数値の扱い

- (1) 設計単価等の扱い

設計に使用する単価は、消費税等相当額抜きで積算するものとする。交通運賃等の内税で表示されている単価については、次式により求めた単価とする。

$$(\text{設計に使用する単価}) = (\text{内税単価}) \div (1 + \text{消費税及び地方消費税の税率})$$

なお、算出された単価に端数が生じる場合は、1円単位（1円未満切捨て）とする。

- (2) 端数処理等の方法

- ① 補正係数

補正係数は、小数第3位（小数第4位四捨五入）まで算出する。ただし、延長比による案分後の補正係数は、小数第2位とする。

- ② 数量

数量に補正を行う場合、補正係数を乗じた設計数量は、小数第3位（小数第4位四捨五入）まで算出する。

- ③ 単価（単価表及び内訳書の各構成要素の単価）

補正等により単価に端数が生じる場合は、1円単位（1円未満切捨て）とする。

- ④ 金額

各構成要素の金額（設計数量×単価）は、1円単位（1円未満切捨て）とする。

- ⑤ 単価表の合計金額

原則として、端数処理は行わない。

- ⑥ 内訳書の合計金額

原則として、端数処理は行わない。

- ⑦ 経費を算出する際の係数

経費を算出する際の係数（ $\alpha / (1 - \alpha)$ など）の端数は、個別に明記されている場合を除き、パーセント表示の小数第2位（小数第3位四捨五入）まで算出する。

## ⑧ 業務価格

業務価格は、1,000円単位とする。1,000円単位での調整は一般管理費等で行う。

なお、複数の諸経費又は一般管理費等を用いる場合であっても、各々の一般管理費等で端数調整（1,000円単位で切捨て）するものとする。ただし、単価契約は除くものとする。

## 1-4 技術者の職種区分

参考までに設計業務等における技術者の職種区分定義を下記のとおり示す。

技術者の職階	職種区分定義
主任技術者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先例が少なく、特殊な工法や解析を伴う極めて高度あるいは専門的な業務を指導統括する能力を有する技術者。</li> <li>・工学以外に社会、経済、環境等の多方面の分野にも精通し、総合的な判断力により業務を指導、統括する能力を有する技術者。</li> <li>・工学や解析手法の新規開発業務を指導、統括する技術者。</li> </ul>
技師長	複数の非定型業務を統括し、極めて高度で複合的な業務のプロジェクトマネージャーを務める技術者。
主任技師	定型業務に精通し部下を指導して複数の業務を担当する。また、非定型業務を指導し最重要部分を担当する。
技師（A）	一般的な定型業務に精通するとともに高度な定型業務を複数担当する。また、上司の指導のもとに非定型業務を担当する。
技師（B）	一般的な定型業務を複数担当する。また、上司の包括的指示のもとに高度な定型業務を担当する。
技師（C）	上司の包括的指導のもとに一般的な定型業務を担当する。また、上司の指導のもとに高度な定型業務を担当する。
技術員	上司の指導のもとに一般的な定型業務の一部を担当する。また、補助員を指導して基礎的資料を作成する。

[参考]

## 1 定型業務

- (1) 調査項目、調査方法等が指定されており、作業量、所要工期等も明確な業務
- (2) 参考となる類似業務があり、それらをベースに応用することが可能な比較的簡易な業務
- (3) 設計条件、計画諸元の設定等が比較的容易で、立地条件や社会条件により業務遂行が大きく作用されない業務

## 2 非定型業務

- (1) 調査項目、調査方法等が未定で、コンサルタントとしての経験から最適な業務計画、設計手法等を確立して対応することが求められる業務
- (2) 比較検討のウェイトが高く、かつ新技術または高度技術と豊かな経験を要する大規模かつ重要構造物の設計業務
- (3) 文化性、芸術性が特に重視される業務
- (4) 先例が少ないか、実験解析、特殊な観測・診断等を要する業務
- (5) 委員会運営や関係機関との調整等を要する業務
- (6) 計画から設計まで一貫した業務

#### 1-5 設計（打合せ）協議

- (1) 設計（打合せ）協議が、標準歩掛に明記してある歩掛については、歩掛（〇人／回）に、往復旅行時間にかかる基準日額が含まれていることを標準とし、往復旅行に係わる交通費のみを計上する。
- (2) 標準歩掛に明記されていない場合は、往復旅行時間にかかる基準日額を含み0.5人／回を標準とし、往復旅行に係わる交通費のみを計上する。
- (3) ただし、双方の場合において、交通の便等により往復旅行時間にかかる基準日額を含むことが適切でない場合は別途考慮するものとする。
- (4) 設計業務等における設計協議、現地調査等に係わる技術者の旅費交通費に計上される基準日額は、直接人件費としてその他原価の対象とする。

## 第2章 配水管設計歩掛

### 2-1 開削工法

水道事業実務必携のとおり。

### 2-2 推進工法

水道事業実務必携のとおり。

### 2-3 既設管内配管工法

水道事業実務必携のとおり。

### 2-4 シールド工法

水道事業実務必携のとおり。

### 2-5 水管橋設計歩掛

水道事業実務必携のとおり。

## 第3章 構造物設計歩掛

### 3-1 配水池設計歩掛

水道事業実務必携のとおり。

### 3-2 ポンプ場設計歩掛

水道事業実務必携のとおり。

## 第4章 水道管設計業務委託の運用

### 4-1 適用範囲

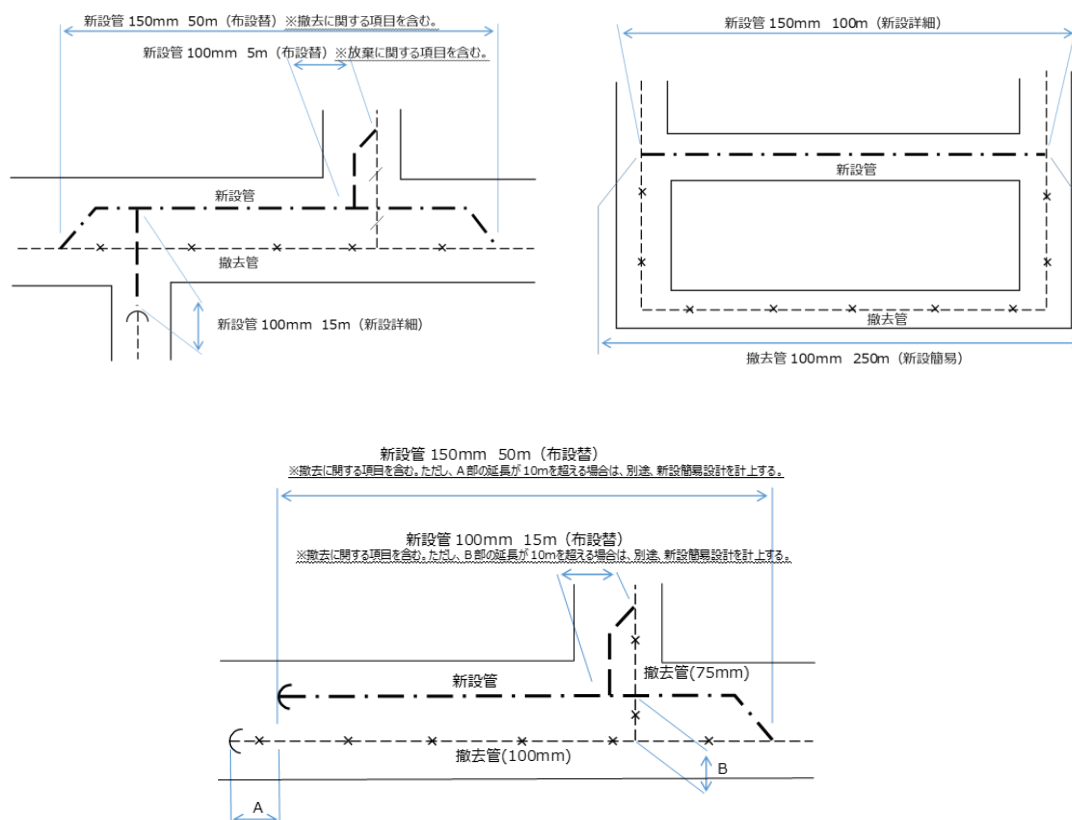
この運用は、開削工法による水道管（導・送・揚・配・排水管）の布設及び撤去工事における設計業務委託の積算方法を示したものである。

したがって、推進、シールド、水管橋及び添架工事が主体の設計業務委託の積算を行うときは、水道事業実務必携に基づき行うこと。

### 4-2 設計業務

#### 4-2-1 積算基準

- (1) 水道事業実務必携に基づき積算する。
- (2) 開削工法の基本歩掛は4-2-2の(1)～(6)によるが、複数の基本歩掛に跨る設計委託を積算する場合は以下のとおりとする。
  - ア 連絡管等の分岐管の積算は、基本歩掛の口径区分が同じであり、分岐管1か所当たりの延長が10m以下の場合、非分岐管の基本歩掛により積算する。  
したがって、基本歩掛の口径区分が異なる場合は、分岐管1か所当たりの延長が10m以下であっても、それぞれの基本歩掛により積算する。
  - イ 工事場所が異なり基本歩掛も異なる場合は、延長が10m以下であっても基本歩掛を分けて積算する。
  - ウ 布設替詳細設計の歩掛は、同一道路での布設替えに適用し、既設管の撤去（又は放棄）に関する項目を含むが、撤去部のみの延長が10mを超える場合は、別途、新設簡易設計を計上する。



#### 4-2-2 基本歩掛

- (1) 新設詳細設計（口径 350 mm以下）  
口径 350mm 以下の水道管の新設または同一道路以外で布設替えを行う工事の設計業務委託に適用する。
- (2) 新設簡易設計（口径 350 mm以下）  
口径 350mm 以下の既設管を一般的な工法で撤去する工事の設計業務に適用する。（同一道路内で布設替えを行う既設管の撤去を除く。）なお、一般的な工法で撤去する工事とは以下のとおりである。  
ア 道路等を開削し管を吊上げて撤去する工事の設計業務委託  
イ 水管橋等で単管足場等の簡易な仮設を設置し管を吊上げて撤去する工事の設計業務委託  
ウ 簡易な管閉塞及び流動化材等を充填する工事の設計業務委託（ただし、左記工事の設計業務委託を単独で発注する場合、若しくは布設替工事等と併せてこれと別路線の左記工事の設計業務委託を発注する場合に適用する。）  
エ ア、イ及びウの工事であっても、仮設工、付帯工等の構造計算を要する場合、特殊な工法の検討を要する場合等、本歩掛で積算することが妥当でない場合は適用できない。
- (3) 布設替詳細設計（口径 350 mm以下）  
口径 350mm 以下の水道管を同一道路内で布設替えする工事の設計業務委託に適用し、既設管の撤去（又は放棄）に関する項目を含む。
- (4) 新設詳細設計（口径 400 mm以上）  
口径 400mm 以上の水道管の新設又は同一道路以外で布設替えを行う工事の設計業務委託に適用する。
- (5) 布設替詳細設計（口径 400mm 以上）  
口径 400mm 以上の水道管を同一道路内で布設替えする工事の設計業務委託に適用し、既設管の撤去（又は放棄）に関する項目を含む。
- (6) その他  
(1)～(5)に該当しない場合は、設計人工の見積りを徴収し算定する。  
なお、見積りは、設計で見込む作業内容及び条件を明示し、適正に徴収すること。

#### 4-2-3 歩掛の適用

- (1) 設計協議  
1 業務における設計協議の回数は、初回打合せ、中間打合せ及び最終打合せを各 1 回行うものとし、計 3 回の打合せを行うことを基本とする。
- (2) 現地調査  
現地調査は、設計路線の踏査、業務上必要な地下埋設物及び支障物件（電柱、架空線等）の具体的調査、既設水道管等の調査、渉外折衝の立会い、一般的な平面図、断面図、詳細図作成のための巻尺等による計測を含むものとし、地形測量や水準測量等、また地質調査や土質試験等については含まないものとする。  
なお、一路線において複数の管を布設または撤去する設計業務委託にあつては、全ての管の延長に対して計上する。（布設替えを行う既設管の撤去を除く。）
- (3) 設計計画  
設計計画は、設計業務委託時には計画路線の比較、構造計画、口径、布設延長、工法等の検討など設計計画に含む事項については決定していることから、原則として計上しない。
- (4) 各種計算  
各種計算は、設計業務委託する水道施設の構造計算、覆工板及び土留等の構造計算を要する場合について該当延長分を計上する。

## (5) 図面作成

位置図、平面図、縦横断図、詳細図（平面、縦断、横断図等）、構造図及び工事占用申請に必要な図面の作成を含むものとする。

## (6) 数量計算

数量計算は、工事に必要なすべての数量計算及び数量計算書の作成を含むものとする。

## (7) 審査

審査は、基本条件の確認、比較検討の確認、設計計画の妥当性、計算書と図面の整合性、計算書の精査等を含む。

## (8) 報告書作成

報告書作成は、設計業務の成果として、現地調査から審査までを報告書に取りまとめるものである。

## (9) 旅費交通費

旅費交通費は、技師(A)の外業日数とし、単価表は以下のとおりとする。

連絡車（ライトバン）運転にかかる機械経費及び材料費 (1日当たり)

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ガソリン		L	5.4			2.7L/h×2h
損料	ライトバン1.5L	h	2			運転時間当たり損料
〃	〃	日	1			供用日当たり損料

## 4-2-4 その他

(1) 給水カードの調査は、調査職員が行うものとする。

(2) 簡易な添架工（道路橋の構造計算等を必要としないもの等）については、開削工法の基本歩掛に含まれているものとする。

また、添架形態等は調査職員が河川管理者と協議するものとする。

(3) 共同溝内等で土工事を伴わない工事の設計歩掛は、基本歩掛の80%とする。

## 4-3 業務委託期間の設定

設計業務委託期間の設定にあたっては、「(1)標準設計業務委託期間」に「(2)設計業務委託期間の加算日数」を加算して設定する。

## (1) 標準設計業務委託期間

標準設計業務委託期間は、次表のとおりとする。ただし、本表は、標準的な設計業務委託期間であり、これによりがたい場合は見積り対応とする。

なお、複数の地域、口径区分、設計内容等が混在する場合は、主たる設計内容（設計延長が一番長いもの等）と業務の総設計延長により求めることとする。

■ 口径 350mm 以下の標準設計業務委託期間

対象地域：中区、東区、南区、西区

設計延長	設計内容		
	新設簡易	新設詳細	布設替詳細
500m 未満	70 日	80 日	100 日
500m～1,000m 未満	80 日	100 日	120 日
1,000m～1,500m 未満	100 日	120 日	140 日
1,500m～2,000m 未満	110 日	140 日	160 日
2,000m 以上	120 日	160 日	180 日

対象地域：安佐南区、安佐北区、安芸区、安芸郡府中町・坂町、佐伯区

設計延長	設計内容		
	新設簡易	新設詳細	布設替詳細
500m 未満	60 日	70 日	90 日
500m～1,000m 未満	70 日	90 日	100 日
1,000m～1,500m 未満	90 日	110 日	120 日
1,500m～2,000m 未満	100 日	120 日	140 日
2,000m 以上	110 日	140 日	160 日

■ 口径 400mm 以上の標準設計業務委託期間

対象地域：中区、東区、南区、西区

設計延長	設計内容		
	新設簡易	新設詳細	布設替詳細
500m 未満	80 日	100 日	120 日
500m～1,000m 未満	100 日	130 日	150 日
1,000m～1,500m 未満	120 日	150 日	190 日
1,500m～2,000m 未満	140 日	180 日	220 日
2,000m 以上	160 日	210 日	250 日

対象地域：安佐南区、安佐北区、安芸区、安芸郡府中町・坂町、佐伯区

設計延長	設計内容		
	新設簡易	新設詳細	布設替詳細
500m 未満	70 日	90 日	110 日
500m～1,000m 未満	90 日	110 日	130 日
1,000m～1,500m 未満	100 日	130 日	160 日
1,500m～2,000m 未満	120 日	150 日	180 日
2,000m 以上	130 日	180 日	210 日

(2) 設計業務委託期間の加算日数

設計業務委託期間の加算日数は以下のとおりとする。

ア 協議に係る加算日数

国道路線工事、河川敷内工事、JR近接工事など、特に協議に日数が要すると判断される場合は、過去の協議に要した日数の実績等を基に適宜、日数を加算する。

イ 測量業務に係る加算日数

「土木設計業務等標準積算基準書〈参考資料〉」に記載されている委託期間の算定方法により求めた日数を加算する。

ウ 工事案件数に係る加算日数

2案件以上となる場合は、2案件目から1案件当たり20日を加算する。

エ 長期休暇に係る加算日数

設計業務委託期間中に長期休暇を含む場合の加算日数は以下のとおりとする。

- (ア) ゴールデンウィークにおける加算日数は10日とする。
- (イ) 盆休みにおける加算日数は7日とする。
- (ウ) 正月休みにおける加算日数は7日とする。

4-4 基本歩掛の補正

複数の管径を含む場合等の基本歩掛の補正は、次の(1)及び(2)の考え方により、4-2-2 基本歩掛(1)から(5)の作業内容について4-4-1から4-4-4の補正係数を乗じて行う。

また、複数の管径を含む仮設配管の補正方法は「水道事業実務必携」を参照すること。

(1) 適用する基本歩掛が同一で複数の管径を含む場合

- ア 管径補正係数については、それぞれの管径における補正係数を設計延長で加重平均した値とする。
- イ 延長補正係数については、複数の管径の合計設計延長に対する値とする。
- ウ 仮設配管による補正係数については、それぞれの管径における補正係数を設計延長で加重平均した値とする。

(2) 適用する基本歩掛が異なる場合

適用する基本歩掛ごとに(1)の考え方により補正を行い、合算する。

4-4-1 管径による補正

管径による補正は、小口径（新設、布設替、簡易）及び大口径（新設、布設替）の基本歩掛の作業内容のうち、設計協議及び報告書作成を除くすべての作業内容について行う。また、複数の管径を含む場合の補正係数は、基本歩掛ごとに延長による加重平均値とする。なお、小口径（布設替）については、新設管と既設管（撤去管又は放棄管）でそれぞれ算出し、いずれか大きい方の補正係数を採用する。

(1) 小口径（新設、布設替）

管径による補正(小口径)

管径(mm)		350	300	250	200	150	100以下
補正係数	床付深さ一定(2.0m未満)	1.00	0.96	0.93	0.92	0.91	0.90
	床付深さ変化(2.0m以上)	1.31	1.26	1.22	1.20	1.19	1.18

備考：床付深さが2.0m未満で床付深さが一定でない場合は、本表の範囲内で別途補正することができる。

(2) 小口径（簡易設計）

管径による補正(簡易設計)

管径(mm)	250	200	150	100	75	50
補正係数	1.0	0.98	0.96	0.94	0.92	0.7

(3) 大口径

管径による補正(大口径)

管径(mm)	400～ 700	800	900	1,000	1,100	1,200	1,350	1,500	1,600 以上
補正係数	0.90	0.91	0.92	0.93	0.96	1.00	1.06	1.09	1.10

4-4-2 延長による補正

延長による補正は、小口径（新設、布設替、簡易）及び大口径（新設、布設替）の基本歩掛の作業内容のうち、設計協議を除くすべての作業内容について行う。

- (1) 複数の基本歩掛により積算する場合は、基本歩掛ごとの合計延長に対する補正率を決定する。
- (2) 同一の基本歩掛内の各内訳への補正係数の振り分けは、基本歩掛ごとの合計延長に占める各内訳の延長比により案分する。
- (3) (2)において延長比が小さく、延長による補正係数が最小値0.01未満になる場合は、原則として最小値0.01を計上する。
- (4) 管路延長が18,000m以上の場合は、別途考慮する。

延長による補正(小口径、大口径)

管路延長(m)	補正係数	管路延長(m)	補正係数
300未満	0.60	3,400～3,800未満	2.18
300～500未満	0.70	3,800～4,300未満	2.34
500～700未満	0.80	4,300～4,900未満	2.54
700～900未満	0.90	4,900～5,500未満	2.75
900～1,100未満	1.00	5,500～6,500未満	2.97
1,100～1,200未満	1.08	6,500～7,500未満	3.21
1,200～1,400未満	1.17	7,500～8,500未満	3.46
1,400～1,600未満	1.26	8,500～9,500未満	3.74
1,600～1,800未満	1.36	9,500～11,000未満	4.04
1,800～2,000未満	1.48	11,000～12,500未満	4.40
2,000～2,300未満	1.60	12,500～14,000未満	4.70
2,300～2,600未満	1.73	14,000～16,000未満	4.95
2,600～3,000未満	1.87	16,000～18,000未満	5.25
3,000～3,400未満	2.02		

4-4-3 設計条件による補正（小口径及び大口径）

設計条件による補正は、小口径（新設、布設替、簡易）及び大口径（新設、布設替）の基本歩掛の作業内容のうち、設計協議及び報告書作成を除くすべての作業内容について行うこととし、補正係数については以下(1)～(4)の補正に対応する指数の合計によって決定する。

なお、同一の内訳において複数の設計条件を含む場合は、同一の内訳において最も占有率の高い設計条件とする。

(1) 地域環境による補正

地域環境による補正は、住居等に対する振動、騒音の検討業務の度合いに係る補正であり、指数の決定に当たっては次表を標準とする。

地域環境による補正

指数	1	3	5
積算条件	主として郊外又は住宅数少量	主として小市街地又は住居地区	主として商業地区又は住宅密集地
運用	新市内 DID 地区以外開発地	新市内 DID 地区	旧市内 DID 地区
参考	都市近郊、耕地	市街地(乙)	大市街地、市街地(甲)

(2) 道路幅員による補正

道路幅員による補正は、道路幅員による配管ルート決定等における作業難易度に係る補正であり、指数の決定に当たっては、次表を標準とする。

ア 次表の「標準」とは、作業帯 2.5m～4.5mを確保して残った部分の道路幅員が 3.5mの場合とする。

イ 歩道がある場合の道路幅員は、車道と歩道を合わせた幅員とすること。

ウ 中央分離帯がある道路については、片側車線の道路幅員とすること。

エ 道路幅員が数種に及ぶときは、内訳ごとに、最も占有率の高い道路幅員とすること。

道路幅員による補正

指数	1	3	5
積算条件	広い	標準	狭い
運用	道路幅員 8.0m以上 開発地	道路幅員 6.0～8.0m	道路幅員 6.0m未満

(3) 埋設物による補正

埋設物による補正は、配管ルートに対して縦断方向の埋設物による配管ルート決定等における作業難易度に係る補正であり、指数の決定に当たっては、次表を標準とする。

なお、次表の「あり」とは、掘削断面内の縦断方向に埋設物 1 本が設計区間の 50%程度露出する場合とする。

埋設物による補正

指数	1	3	5
積算条件	なし	あり	多い
運用	0～40%未満	40～60%未満	60～100%

(4) 土質による補正

土質による補正は、軟弱地盤または流動化しやすい砂質地盤等で、基礎構造または仮設工法の検討業務に係る補正であり、指数の決定に当たっては、次表を標準とする。

土質による補正

指数	0	5	7
積算条件	検討なし	部分的に検討を要する	大部分が検討を要する
運用	同上	同上	同上

(5) 補正係数の決定方法

設計条件による補正係数は、(1)～(4)の指数の合計値により次表から決定する。

指数の計	3～6	7～10	11～13	14～17	18～22
補正係数	0.70	0.85	1.00	1.15	1.30

[計算例]

(1) 地域環境による補正…主として小市街地又は住居地区…指数：3

(2) 道路幅員による補正…標準…指数：3

(3) 埋設物による補正……なし…指数：1

(4) 土質による補正……なし…指数：0

指数の合計値=3+3+1+0=7

補正係数は、指数の合計値が7であるため、上表の7～10に該当し「0.85」となる。

4-4-4 その他の補正

その他の補正は、小口径（新設、布設替、簡易）及び大口径（新設、布設替）の基本歩掛の作業内容について行う。

(1) 工事案件数による補正（小口径、大口径）

工事案件数による補正は、設計業務委託の内容が複数の工事案件になる場合の作業に係る補正であり、次式により基本歩掛を補正する。小口径（新設、布設替、簡易）及び大口径（新設、布設替）の基本歩掛の作業内容のうち、設計協議を除くすべての作業内容について行う。

$$\text{補正係数} = 1.0 + 0.1(N - 1)$$

N：工事案件数（件）

(2) 仮設配管による補正（小口径、大口径）

仮設配管による補正は、布設替詳細設計において仮設配管（埋設又は露出）を計上する場合の作業に係る補正であり、次式により歩掛を補正する。布設替詳細設計の基本歩掛の作業内容のうち、設計協議及び報告書作成を除くすべての作業内容について行う。

ただし、仮設配管の口径は350mmを上限とする。

また、適用する基本歩掛が同一で複数管径を含む場合における仮設配管による補正については、それぞれの管径における補正係数を設計延長で加重平均した値とする。

$$\text{補正係数} = 1 + \alpha (\ell / L)$$

L：布設替路線全延長（m）

ℓ：仮設配管を必要とする布設替路線延長（m）（ℓ ≤ L）

α：管径補正（次表参照）

管径(mm)	700 以下	800	900	1,000	1,100	1,200	1,350	1,500	1,600 以上
管径補正 α	0.50	0.49	0.49	0.48	0.47	0.45	0.42	0.41	0.41

(3) 土工事を伴わない場合の補正

土工事を伴わない場合の補正は、共同溝内等の土工事を伴わない場合の補正であり、基本歩掛の80%とする。小口径（新設、布設替、簡易）及び大口径（新設、布設替）の基本歩掛の作業内容のうち、設計協議及び報告書作成を除くすべての作業内容について行う。

なお、この補正を行う場合は、管径、延長及び工事案件数による補正のみを行うこととし、設計条件による補正は行わないものとする。

#### 4-5 配水管設計業務積算例（参考）

一般的な配水管等の設計業務委託設計書の積算例を以下に示す。

なお、補正係数については仮定の現場を想定した数値であり、実際の積算においては現場条件に見合った設計条件の補正係数を算出すること。

##### 4-5-1 設計条件

項目・名称	設計条件等
履行場所	旧市内DID地区
道路幅員	6m未満
埋設物	あり(40~60%未満)
土質	基礎構造、仮設工法の検討なし
工事案件	2案件
仮設配管	なし
適用歩掛	布設替(小口径350mm以下)、新設(小口径350mm以下)

##### 4-5-2 設計内訳

内訳	管種	口径(mm)	延長(m)	摘要	適用歩掛
1	配水管	100	1,348	新設管(新設)	布設替(小口径350mm以下)
2	配水管	150	400	新設管(新設)	布設替(小口径350mm以下)
3	配水管	100	84	新設管(新設)	新設(小口径350mm以下)
4	配水管	150	3	新設管(新設)	新設(小口径350mm以下)
計			1,835		

##### 4-5-3 補正

(1) 延長による補正

① 布設替(小口径350mm以下)

内訳	管種	口径(mm)	延長(m) L	補正係数 (全延長) A	延長構成比 $B = L / \sum L \times 100$		補正係数(案分) $A \times B / 100$	
					計算値	決定値	計算値	決定値
1	配水管	100	1,348	1.36	77.1167	77.12	1.048832	1.05
2	配水管	150	400		22.8833	22.88	0.311168	0.31
計(Σ)			1,748		100.0000	100.00	1.360000	1.36

② 新設(小口径350mm以下)

内訳	管種	口径(mm)	延長(m) L	補正係数 (全延長) A	延長構成比 $B = L / \sum L \times 100$		補正係数(案分) $A \times B / 100$	
					計算値	決定値	計算値	決定値
1	配水管	100	84	0.6	96.5517	96.55	0.579300	0.58
2	配水管	150	3		3.4483	3.45	0.020700	0.02
計(Σ)			87		100.0000	100.00	0.600000	0.60

(2) 管径による補正

① 布設替(小口径350mm以下)

内訳	管種	口径(mm)	延長(m) L	補正係数 A	加重 B = L × A	補正係数 $\Sigma(L \times A) / \Sigma L$
1	配水管	100	1,348	0.90	1,213.20	0.902
2	配水管	150	400	0.91	364.00	
計(Σ)			1,748		1,577.20	

② 新設(小口径350mm以下)

内訳	管種	口径(mm)	延長(m) L	補正係数 A	加重 B = L × A	補正係数 $\Sigma(L \times A) / \Sigma L$
3	配水管	100	84	0.90	75.60	0.900
4	配水管	150	3	0.91	2.73	
計(Σ)			87		78.33	

(3) 設計条件による補正係数

設計条件	布設替(小口径350mm以下)	布設替(小口径350mm以下)	新設(小口径350mm以下)	新設(小口径350mm以下)
	配水管100mm 1,348m	配水管150mm 400m	配水管100mm 84m	配水管150mm 3m
地域環境	5	5	5	5
道路幅員	5	5	5	5
埋設物	3	3	3	3
土質				
計	13	13	13	13
	↓	↓	↓	↓
補正係数	1.00	1.00	1.00	1.00

(4) 工種ごとの補正係数算出例

(1業務当たり)

補正項目	補正係数の計算			
	布設替(小口径350mm以下)	布設替(小口径350mm以下)	新設(小口径350mm以下)	新設(小口径350mm以下)
	配水管100mm 1,348m	配水管150mm 400m	配水管100mm 84m	配水管150mm 3m
延長補正	1.05	0.31	0.58	0.02
管径補正	0.902	0.902	0.900	0.900
設計条件	1.00	1.00	1.00	1.00
工事案件数	1.10	1.10	1.10	1.10
仮配管	1.00	1.00	1.00	1.00

4-5-4 基本歩掛

基本歩掛の人役については、令和6年4月単価時点の数量である。

(1) 設計協議

[設計協議]		基本歩掛				(1業務当たり)
職種	単位	基本歩掛				旅費交通費 (外業日数)
		第1回	中間	最終	計	
主任技師	人	1.0		1.0	2.0	技師(A) 3.0
技師(A)	人	1.0	1.0	1.0	3.0	
技師(B)	人		1.0		1.0	
摘要		1回当たり				

備考：基本歩掛の打合せ回数は、第1回、中間、最終の3回としている。

(2) 各作業内容

1) 配水管 100mm 1,348m (布設替)

[基本歩掛の補正]		(1業務当たり)									
職種	現地調査※1		図面作成※1		数量計算※1		審査※1		報告書作成※2		
	基本歩掛	補正歩掛	基本歩掛	補正歩掛	基本歩掛	補正歩掛	基本歩掛	補正歩掛	基本歩掛	補正歩掛	
主任技師	0.8	0.833	0.7	0.729	0.7	0.729	0.5	0.521	1.0	1.155	
技師(A)	1.8	1.875	1.5	1.563	1.9	1.979	1.1	1.146	4.0	4.620	
技師(B)	3.4	3.542	3.3	3.438	3.6	3.751	1.5	1.563	3.0	3.465	
技師(C)	3.3	3.438	3.3	3.438	3.6	3.751	1.4	1.459	1.0	1.155	
技術員	3.2	3.334	2.7	2.813	3.4	3.542	—	—	—	—	
外業日数	技師(A)	1.875	技師(A)	—	技師(A)	—	技師(A)	—	技師(A)	—	

※1補正歩掛=基本歩掛×延長補正×管径補正×設計条件×工事案件数×仮配管

※2補正歩掛=基本歩掛×延長補正×工事案件数

2) 配水管 150mm 400m (布設替)

[基本歩掛の補正]		(1業務当たり)									
職種	現地調査※1		図面作成※1		数量計算※1		審査※1		報告書作成※2		
	基本歩掛	補正歩掛	基本歩掛	補正歩掛	基本歩掛	補正歩掛	基本歩掛	補正歩掛	基本歩掛	補正歩掛	
主任技師	0.8	0.246	0.7	0.215	0.7	0.215	0.5	0.154	1.0	0.341	
技師(A)	1.8	0.554	1.5	0.461	1.9	0.584	1.1	0.338	4.0	1.364	
技師(B)	3.4	1.046	3.3	1.015	3.6	1.107	1.5	0.461	3.0	1.023	
技師(C)	3.3	1.015	3.3	1.015	3.6	1.107	1.4	0.431	1.0	0.341	
技術員	3.2	0.984	2.7	0.830	3.4	1.046	—	—	—	—	
外業日数	技師(A)	0.554	技師(A)	—	技師(A)	—	技師(A)	—	技師(A)	—	

※1補正歩掛=基本歩掛×延長補正×管径補正×設計条件×工事案件数×仮配管

※2補正歩掛=基本歩掛×延長補正×工事案件数

3) 配水管 100mm 84m (新設)

[基本歩掛の補正]		(1業務当たり)									
職種	現地調査※1		図面作成※1		数量計算※1		審査※1		報告書作成※2		
	基本歩掛	補正歩掛	基本歩掛	補正歩掛	基本歩掛	補正歩掛	基本歩掛	補正歩掛	基本歩掛	補正歩掛	
主任技師	0.6	0.345	0.6	0.345	0.7	0.402	0.4	0.230	1.0	0.638	
技師(A)	1.6	0.919	1.3	0.746	1.5	0.861	0.9	0.517	4.0	2.552	
技師(B)	2.7	1.550	2.6	1.493	2.9	1.665	1.3	0.746	3.0	1.914	
技師(C)	2.7	1.550	2.6	1.493	2.8	1.608	1.2	0.689	1.0	0.638	
技術員	2.6	1.493	2.1	1.206	2.6	1.493	—	—	—	—	
外業日数	技師(A)	0.919	技師(A)	—	技師(A)	—	技師(A)	—	技師(A)	—	

※1補正歩掛=基本歩掛×延長補正×管径補正×設計条件×工事案件数×仮配管

※2補正歩掛=基本歩掛×延長補正×工事案件数

4) 配水管 150mm 3m (新設)

[基本歩掛の補正]		(1業務当たり)									
職種	現地調査※1		図面作成※1		数量計算※1		審査※1		報告書作成※2		
	基本歩掛	補正歩掛	基本歩掛	補正歩掛	基本歩掛	補正歩掛	基本歩掛	補正歩掛	基本歩掛	補正歩掛	
主任技師	0.6	0.012	0.6	0.012	0.7	0.014	0.4	0.008	1.0	0.022	
技師(A)	1.6	0.032	1.3	0.026	1.5	0.030	0.9	0.018	4.0	0.088	
技師(B)	2.7	0.053	2.6	0.051	2.9	0.057	1.3	0.026	3.0	0.066	
技師(C)	2.7	0.053	2.6	0.051	2.8	0.055	1.2	0.024	1.0	0.022	
技術員	2.6	0.051	2.1	0.042	2.6	0.051	—	—	—	—	
外業日数	技師(A)	0.032	技師(A)	—	技師(A)	—	技師(A)	—	技師(A)	—	

※1補正歩掛=基本歩掛×延長補正×管径補正×設計条件×工事案件数×仮配管

※2補正歩掛=基本歩掛×延長補正×工事案件数

## 4-5-5 単価表

労務（技術者）単価は、令和6年4月単価で積算している。

## (1) 設計協議

[設計協議] (1業務当たり)						
細別	形状	単位	数量	単価	金額	摘要
主任技師		人	2.0	64,800	129,600	
技師(A)		人	3.0	57,000	171,000	
技師(B)		人	1.0	47,200	47,200	
計					347,800	
旅費交通費			3.0	日 (技師(A))		

## (2) 配水管 100mm 1,348m (布設替)

[現地調査] (1業務当たり)						
細別	形状	単位	数量	単価	金額	摘要
主任技師		人	0.833	64,800	53,978	
技師(A)		人	1.875	57,000	106,875	
技師(B)		人	3.542	47,200	167,182	
技師(C)		人	3.438	38,400	132,019	
技術員		人	3.334	33,600	112,022	
計					572,076	
旅費交通費			1.875	日 (技師(A))		

[図面作成] (1業務当たり)						
細別	形状	単位	数量	単価	金額	摘要
主任技師		人	0.729	64,800	47,239	
技師(A)		人	1.563	57,000	89,091	
技師(B)		人	3.438	47,200	162,273	
技師(C)		人	3.438	38,400	132,019	
技術員		人	2.813	33,600	94,516	
計					525,138	

[数量計算] (1業務当たり)						
細別	形状	単位	数量	単価	金額	摘要
主任技師		人	0.729	64,800	47,239	
技師(A)		人	1.979	57,000	112,803	
技師(B)		人	3.751	47,200	177,047	
技師(C)		人	3.751	38,400	144,038	
技術員		人	3.542	33,600	119,011	
計					600,138	

[審査] (1業務当たり)						
細別	形状	単位	数量	単価	金額	摘要
主任技師		人	0.521	64,800	33,760	
技師(A)		人	1.146	57,000	65,322	
技師(B)		人	1.563	47,200	73,773	
技師(C)		人	1.459	38,400	56,025	
計					228,880	

[報告書作成] (1業務当たり)						
細別	形状	単位	数量	単価	金額	摘要
主任技師		人	1.155	64,800	74,844	
技師(A)		人	4.620	57,000	263,340	
技師(B)		人	3.465	47,200	163,548	
技師(C)		人	1.155	38,400	44,352	
計					546,084	

## (3) 配水管 150mm 400m (布設替)

[現地調査] (1業務当たり)

細別	形状	単位	数量	単価	金額	摘要
主任技師		人	0.246	64,800	15,940	
技師(A)		人	0.554	57,000	31,578	
技師(B)		人	1.046	47,200	49,371	
技師(C)		人	1.015	38,400	38,976	
技術員		人	0.984	33,600	33,062	
計					168,927	
旅費交通費			0.554	日 (技師(A))		

[図面作成] (1業務当たり)

細別	形状	単位	数量	単価	金額	摘要
主任技師		人	0.215	64,800	13,932	
技師(A)		人	0.461	57,000	26,277	
技師(B)		人	1.015	47,200	47,908	
技師(C)		人	1.015	38,400	38,976	
技術員		人	0.830	33,600	27,888	
計					154,981	

[数量計算] (1業務当たり)

細別	形状	単位	数量	単価	金額	摘要
主任技師		人	0.215	64,800	13,932	
技師(A)		人	0.584	57,000	33,288	
技師(B)		人	1.107	47,200	52,250	
技師(C)		人	1.107	38,400	42,508	
技術員		人	1.046	33,600	35,145	
計					177,123	

[審査] (1業務当たり)

細別	形状	単位	数量	単価	金額	摘要
主任技師		人	0.154	64,800	9,979	
技師(A)		人	0.338	57,000	19,266	
技師(B)		人	0.461	47,200	21,759	
技師(C)		人	0.431	38,400	16,550	
計					67,554	

[報告書作成] (1業務当たり)

細別	形状	単位	数量	単価	金額	摘要
主任技師		人	0.341	64,800	22,096	
技師(A)		人	1.364	57,000	77,748	
技師(B)		人	1.023	47,200	48,285	
技師(C)		人	0.341	38,400	13,094	
計					161,223	

## (4) 配水管 100mm 84m (新設)

[現地調査] (1業務当たり)

細別	形状	単位	数量	単価	金額	摘要
主任技師		人	0.345	64,800	22,356	
技師(A)		人	0.919	57,000	52,383	
技師(B)		人	1.550	47,200	73,160	
技師(C)		人	1.550	38,400	59,520	
技術員		人	1.493	33,600	50,164	
計					257,583	
旅費交通費			0.919	日 (技師(A))		

[図面作成] (1業務当たり)

細別	形状	単位	数量	単価	金額	摘要
主任技師		人	0.345	64,800	22,356	
技師(A)		人	0.746	57,000	42,522	
技師(B)		人	1.493	47,200	70,469	
技師(C)		人	1.493	38,400	57,331	
技術員		人	1.206	33,600	40,521	
計					233,199	

[数量計算] (1業務当たり)

細別	形状	単位	数量	単価	金額	摘要
主任技師		人	0.402	64,800	26,049	
技師(A)		人	0.861	57,000	49,077	
技師(B)		人	1.665	47,200	78,588	
技師(C)		人	1.608	38,400	61,747	
技術員		人	1.493	33,600	50,164	
計					265,625	

[審査] (1業務当たり)

細別	形状	単位	数量	単価	金額	摘要
主任技師		人	0.230	64,800	14,904	
技師(A)		人	0.517	57,000	29,469	
技師(B)		人	0.746	47,200	35,211	
技師(C)		人	0.689	38,400	26,457	
計					106,041	

[報告書作成] (1業務当たり)

細別	形状	単位	数量	単価	金額	摘要
主任技師		人	0.638	64,800	41,342	
技師(A)		人	2.552	57,000	145,464	
技師(B)		人	1.914	47,200	90,340	
技師(C)		人	0.638	38,400	24,499	
計					301,645	

(5) 配水管 150mm 3m (新設)

[現地調査] (1業務当たり)

細別	形状	単位	数量	単価	金額	摘要
主任技師		人	0.012	64,800	777	
技師(A)		人	0.032	57,000	1,824	
技師(B)		人	0.053	47,200	2,501	
技師(C)		人	0.053	38,400	2,035	
技術員		人	0.051	33,600	1,713	
計					8,850	
旅費交通費			0.032	日 (技師(A))		

[図面作成] (1業務当たり)

細別	形状	単位	数量	単価	金額	摘要
主任技師		人	0.012	64,800	777	
技師(A)		人	0.026	57,000	1,482	
技師(B)		人	0.051	47,200	2,407	
技師(C)		人	0.051	38,400	1,958	
技術員		人	0.042	33,600	1,411	
計					8,035	

[数量計算] (1業務当たり)

細別	形状	単位	数量	単価	金額	摘要
主任技師		人	0.014	64,800	907	
技師(A)		人	0.030	57,000	1,710	
技師(B)		人	0.057	47,200	2,690	
技師(C)		人	0.055	38,400	2,112	
技術員		人	0.051	33,600	1,713	
計					9,132	

[審査] (1業務当たり)

細別	形状	単位	数量	単価	金額	摘要
主任技師		人	0.230	64,800	14,904	
技師(A)		人	0.517	57,000	29,469	
技師(B)		人	0.746	47,200	35,211	
技師(C)		人	0.689	38,400	26,457	
計					106,041	

[報告書作成] (1業務当たり)

細別	形状	単位	数量	単価	金額	摘要
主任技師		人	0.022	64,800	1,425	
技師(A)		人	0.088	57,000	5,016	
技師(B)		人	0.066	47,200	3,115	
技師(C)		人	0.022	38,400	844	
計					10,400	

[旅費交通費] (1業務当たり)

細別	形状	単位	数量	単価	金額	摘要
技師(A)		日	3.0	2,200	6,600	設計協議
技師(A)		日	1.875	2,200	4,125	配水管100mm
技師(A)		日	0.554	2,200	1,218	配水管150mm
技師(A)		日	0.919	2,200	2,021	配水管100mm
技師(A)		日	0.032	2,200	70	配水管150mm
計					14,034	

(6)  
) 旅費  
交通費

### 4-5-6 設計書の作成例

#### (1) 設計書内訳書の作成例

内訳書の費目・工事区分・工種・種別欄の記載内容は、受注者が見積りを行うにあたり、使用している歩掛が分かるよう、歩掛表の名称（設計積算システムの登録名称）を記載する。撤去管の費目・工事区分・工種・種別欄の記載方法についても、歩掛項目と歩掛表の名称を記載する。

＝設計書内訳書記載例＝

費目・工事区分・工種・種別	数量	単位	単価	金額	摘要
設計業務					
水道設計業務費				5,184,509	
開削工法				4,856,475	
設計協議	1	式		347,800	
小口径(管径350mm以下)布設替詳細設計	1	式		2,472,316	新設管 100mm
小口径(管径350mm以下)布設替詳細設計	1	式		729,808	新設管 150mm
小口径(管径350mm以下)新設詳細設計	1	式		1,164,093	新設管 100mm
小口径(管径350mm以下)新設詳細設計	1	式		142,458	新設管 150mm
直接経費				14,034	
旅費交通費	1	式		14,034	
電子成果品作成費 <sup>(※2)</sup>	1	式		314,000	
直接原価計				5,512,543	
その他原価	1	式		2,791,858	35%
一般管理費等	1	式		4,471,599	35%
設計業務価格				12,776,000	
消費税及び地方消費税相当額	1	式		1,277,600	10%
業務委託料				14,053,600	

※1 内訳表に記述する名称は、原則として歩掛名称とする。

※2 電子成果品作成費の計算

$$\text{電子成果品作成費} = 6.9X^{0.45} \quad X: \text{直接人件費 (千円)}$$

$$\text{直接人件費 } 4,856,475 \text{ 円} \rightarrow 4,856 \text{ 千円} \quad 6.9 \times 4,856 \text{ 千円}^{0.45} = 314 \text{ 千円} \Rightarrow 314,000 \text{ 円}$$

#### (2) 設計書表紙（業務内容）への記載例

設計書表紙の業務内容は、業務目的物に関する内容を記載することとし、業務目的物を完成させるための二次的作業（設計協議、電子計算機使用料、旅費交通費等）は記載しない。

なお、下記記載例は、基本的な記載方法を示したものであり、前項 4-5「配水管設計業務積算例（参考）」の業務内容とは異なる。

＝業務内容（設計書表紙）記載例＝

業務内容			
開削工法			
新設管	300mm	(新設)	310m
新設管	400mm	(新設)	310m
新設管	200mm	(新設)	170m
新設管	150mm	(新設)	140m
新設管	100mm	(布設替)	290m
撤去管	100mm	(新設簡易)	110m

## (3) 設計図面への記載例

設計図面の業務内容の記載例は、設計書表紙の業務内容の記載内容とする。

例1：設計業務委託のみの場合

業 務 内 容			
名 称	口 径	延 長	備 考
開削工法			
新設管	300mm	310m	(新設)
撤去管	100mm	110m	(新設簡易)
シールド工法			
シールド		1,200m	

例2：設計業務と測量業務を委託する場合

業 務 内 容			
名 称	口 径	延 長	備 考
1 設計業務			
開削工法			
新設管	300mm	310m	(新設)
撤去管	100mm	110m	(新設簡易)
シールド工法			
シールド		1,200m	
2 測量業務			
路線測量			
中心線測量		1.5km	
縦断測量		1.5km	